

# 経理事務代行



月額**2,000**円(税別)~

不動産貸付で1部屋貸している方や、小規模で取引の少ない業種の場合、月額2,000円(税別)代行料は、事務処理の内容や、資料・取引伝票等の量により異なります

不動産オーナーをはじめ、飲食店、建設業、カメラマン、土木・電気、美容師、クリーニングほか、様々な業種の経理事務を代行しています。

## 経理事務代行とは

経理事務代行とは日々発生する領収証や伝票など書類を整理、会計ソフトで記帳し、帳簿は青色申告会が作成するシステムです。会員さんは領収書など売上、経費に関する資料をお持ち頂くか郵送するだけです。

## ご利用者の声

[男性 40歳代 飲食業]

開業したばかりで、何をどうしたらいいのか・・・。

朝は仕入れ、昼間は仕込み、夜は営業で、忙しくて帳簿をつける時間がないし、面倒で・・・。

どうしたら良いのかと思い、青色申告会へ行ってみると、経理事務代行を勧められ、お願いする事にしました。

今は面倒な記帳の事は忘れて、仕事に専念する事ができて本当に良かったです。

[女性 70歳代 不動産貸付2室]

不動産2室でも記帳しないと青色申告特別控除が受けられないと説明があり、記帳の仕方を教えてもらったのですが、高齢で記帳するのが面倒でした。

青色申告会の経理事務代行のチラシを見て、早速頼むことにしました。平成30年分の決算も無事に終わり、ホッとしました。本当に助かりました。

お問い合わせ

(一財)めぐろ青色申告会

TEL 03-3713-1141

担当：和田

# 正規の簿記の原則に従って記帳している場合 適用条件に合えば65万円の青色申告特別控除が受けられます (不動産貸付は事業的規模に該当する方)

収入－経費＝所得が300万円の場合	10万円控除	65万円控除
所得税及び復興特別所得税	157,700円	101,500円
住民税	257,000円	202,000円
合計	<b>414,700円</b>	<b>303,500円</b>

65万円控除は、10万円控除に比べて  
所得税＋復興特別所得税＋住民税で**111,200円の節税!**

## 経理事務代行



**Q** 経理事務代行の内容を教えてください。

**A** 日々発生する売上、経費について領収書や伝票、通帳などの書類により会計ソフトで記帳するシステムです。数字が苦手で複式簿記がわからないという方に代わって、経験のある専属スタッフが記帳しています。決算は本財団の責任者の検討、内容確認を実施しています。

**Q** 料金はどのくらいになりますか。

**A** 料金は事務処理の内容や、資料・取引伝票等の量により異なります。不動産貸付1部屋など小規模の場合は月額2,000円(税別)～対応しています。お気軽にご相談ください。

**Q** 提出した資料は、他に漏れたりしませんか。

**A** ご提出いただいた資料の取り扱いには厳重に注意して保管し、秘密は厳守しています。資料は決算が終了するまで本財団にて保管し、決算後、元帳(帳簿)などと一緒に全てご返却いたします。

**Q** 医療費をまとめるのが面倒なのですが、計算してもらえますか。

**A** 集計が面倒な医療費の領収書も計算してまとめています。領収書をご提出ください。

**Q** 高齢になり相続の事も心配なのですが、相談できますか。

**A** 本財団では週3日(水、金、土(月2回))相続専門の税理士が対応しています。※完全予約制  
なお、相続税対策や相続税申告は、会員の税理士を紹介しています(有料となります)。

状況・内容によっては、お引き受けできない場合もあります。  
資料提出遅延、虚偽の資料提出、経理事務代行料滞納などの場合はお断りすることもあります。

税理士関与の方は税理士にご相談ください。